

# 福岡県公報

平成28年5月10日  
第3790号

## 目次

### 告示 (第424号 - 第425号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) ..... 1  
○自動車税収納事務の委託 (税務課) ..... 1

### 公告

- 福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 (漁業管理課) ..... 2  
○競争入札参加者の資格等 (建築指導課) ..... 2  
○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 3  
○一般競争入札の実施 (建築都市総務課) ..... 4  
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 5  
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 5  
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5  
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 6  
○土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ..... 7  
○大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 7  
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 8  
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 9
- ### 公安委員会
- 少年指導委員の委嘱について (警察本部青少年課) ..... 9

## 告示

### 福岡県告示第424号

福岡県領収証紙条例 (昭和39年福岡県条例第48号) 第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

| 売りさばき人<br>証番号 | 売りさばき人の<br>住所及び氏名           | 売りさばき所              | 指定年月日          |
|---------------|-----------------------------|---------------------|----------------|
| 528           | 福岡市博多区吉塚四丁目7番<br>40<br>高木 忍 | 福岡市博多区月隈六丁目21-<br>8 | 平成28年<br>4月22日 |

### 福岡県告示第425号

自動車税の収納事務について、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 委託する税目  
福岡県税条例 (昭和25年福岡県条例第36号) 第3条第1項第9号に規定する自動車税
- 委託の相手方  
(1) 名称  
福岡県自動車販売店協会  
(2) 住所  
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 委託の内容  
次の業務場所における自動車税の収納事務  
(1) 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運會館千早會館

- (2) 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館
- (3) 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館
- (4) 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運會館

4 委託した日

平成28年4月1日

5 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

公 告

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第48条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成28年5月26日 午前9時30分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

福岡県が発注する事業に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする特定役務の種類

御笠川那珂河流域下水道御笠川浄化センター下水泥固形燃料化事業

2 競争入札の参加者の資格

次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）

(4) 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの

(5) 建設工事については、法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。

なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、審査が入札に間に合わないおそれがあるので、注意すること。

## (2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

## (3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 平成28年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」

イ 平成26年10月1日から平成27年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

## (4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

## (5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

## (6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

## 4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

御笠川那珂川流域下水道御笠川浄化センター下水道汚泥固形燃料化事業

## 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

## (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手すること

ができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年6月22日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（競争参加資格確認申請書を期限までに提出し、県から書面で確認の通知を受けている者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

---

公告

一般競争入札を行う事業名等を次のとおり公告します。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

下水汚泥固形燃料化事業

1 事業名

御笠川那珂川流域下水道御笠川浄化センター下水汚泥固形燃料化事業

2 事業場所

福岡市博多区那珂四丁目

3 事業期間

(1) 設計・施工

平成28年度から平成30年度まで

(2) 維持管理・運営

平成31年度から平成50年度まで

4 事業概要

下水汚泥固形燃料を製造する施設の設計・施工及び維持管理・運営  
汚泥処理能力100トン／日  
年間稼働日数330日以上

5 入札参加資格

別に定める御笠川那珂川流域下水道御笠川浄化センター下水汚泥固形燃料化事業実施方針による

6 入札を行う時期

平成28年10月下旬

7 事業の概要に関する問合せ先

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室  
電話 092-643-3707

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年4月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人JACFA

(2) 代表者の氏名

林 裕子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市東区箱崎五丁目11番6-808号

(4) 定款に記載された目的

この法人は国内外の青少年・一般及び教育関係者に対して国際教育並びに相互文化交流の機会を提供すること、並びに高齢人口の増加に伴う諸問題対策への援助活動を行うことを通じて、国際社会に貢献できる人づくりと健全な社会の建設に資することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人To The Future

(2) 代表者の氏名

平井 理一

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市東町40番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、久留米市及びその近郊に住む家庭環境や教育環境に恵まれない子どもたちに対し、居場所の提供や学力向上の支援、こころのケアに関わる事業を実施することにより、広く社会に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル大刀洗店  
(2) 所在地 三井郡大刀洗町大字鶴木1440番地1 外13筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 歩行者の通行の利便の確保等  
町道を通行する歩行者の安全確保を行うこと。  
(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
紙類（雑誌）の分別徹底を図ること。町のごみ出し方針に従うこと。  
(3) 騒音の発生に係る事項  
深夜騒音については、近隣に配慮すること。  
(4) 廃棄物に係る事項等  
廃棄物処理法に基づく適正処理をすること。  
(5) 街並みづくり等への配慮等

町の開発行為等整備要綱により、非住宅を目的とする開発行為にあたっては、面積の合計が施行区域面積の3%以上の緑地を図るものとし、その後の管理も行うこと。ただし、該当開発行為等が、工場立地法（昭和34年法律第24号）等に該当するときは、法律で定めるところにより施工しなければならない。

公告

大野島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏名     | 住所                      |
|--------|-------------------------|
| 古川 敬次郎 | 大川市大字大野島2498番地1、2499番地1 |
| 野田 辰夫  | 大川市大字大野島1906番地2         |
| 宮部 出夫  | 大川市大字大野島2577番地          |
| 今村 和彦  | 大川市大字大野島1193番地2         |
| 武下 壽   | 大川市大字大野島144番地2          |
| 武下 満則  | 大川市大字大野島427番地1          |
| 木村 澄男  | 大川市大字大野島1058番地          |
| 武下 具視  | 大川市大字大野島2457番地1         |
| 江口 信一  | 大川市大字大野島1589番地2         |
| 野田 英明  | 大川市大字大野島1829番地          |
| 今村 將廣  | 大川市大字大野島3230番地          |
| 志岐 公明  | 大川市大字大野島3006番地          |
| 吉川 辰興  | 大川市大字大野島3732番地          |
| 江頭 良介  | 大川市大字大野島4103番地          |
| 島崎 邦博  | 大川市大字大野島3335番地1         |

2 退任監事

| 氏名    | 住所              |
|-------|-----------------|
| 今村 茂安 | 大川市大字大野島2270番地  |
| 堤 敬信  | 大川市大字大野島1322番地  |
| 吉川 康則 | 大川市大字大野島3501番地1 |

3 就任理事

| 氏名     | 住所                      |
|--------|-------------------------|
| 古川 敬次郎 | 大川市大字大野島2498番地1、2499番地1 |
| 武下 具視  | 大川市大字大野島2457番地1         |
| 宮部 出夫  | 大川市大字大野島2577番地          |
| 今村 治紀  | 大川市大字大野島1212番地          |
| 永島 満志  | 大川市大字大野島132番地           |
| 田中 博満  | 大川市大字大野島546番地1          |

|         |                  |
|---------|------------------|
| 池 末 聡   | 大川市大字大野島1440番地 1 |
| 古 賀 健 悟 | 大川市大字大野島1516番地   |
| 今 村 謙 治 | 大川市大字大野島2109番地   |
| 田 中 義 弘 | 大川市大字大野島3196番地   |
| 梅 崎 正 勝 | 大川市大字大野島2331番地   |
| 吉 川 清   | 大川市大字大野島3667番地 1 |
| 江 頭 良 介 | 大川市大字大野島4103番地   |
| 江 頭 哲 也 | 大川市大字大野島3868番地 1 |

## 4 就任監事

| 氏 名     | 住 所              |
|---------|------------------|
| 今 村 保   | 大川市大字大野島2406番地 1 |
| 津 村 浩 二 | 大川市大字大野島1208番地   |
| 島 崎 重 夫 | 大川市大字大野島3335番地 4 |

## 公告

解散した清算法人甘木市小田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

| 氏 名     | 住 所           |
|---------|---------------|
| 松 尾 正 憲 | 朝倉市小田1531番地   |
| 小 島 美 盛 | 朝倉市小田1727番地 1 |
| 小 嶋 重 義 | 朝倉市小田748番地    |
| 松 尾 光   | 朝倉市小田1738番地 1 |
| 西 田 留 吉 | 朝倉市小田1656番地   |
| 松 尾 彰   | 朝倉市小田1392番地 1 |

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 届出年月日

平成28年4月15日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福岡楽一免税店

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字酒殿苅ヤ田259番1 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称     |             | 住 所                |
|------------|-------------|--------------------|
| イオンモール株式会社 | 代表取締役 吉田 昭夫 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| 株式会社JTC    | 代表取締役 具 哲謨  | 福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称  |            | 住 所                |
|---------|------------|--------------------|
| 株式会社JTC | 代表取締役 具 哲謨 | 福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号 |

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年12月16日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,301平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置     | 収容台数(台) |
|------------|---------|
| 建物北東側及び北西側 | 64      |
| 合計         | 64      |

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 建物東側      | 20         |
| 合計        | 20         |

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 建物南西側        | 8.02       |
| 合計           | 8.02       |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時00分～午後8時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前7時30分～午後8時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置           |
|-------|--------------|
| 2箇所   | 建物敷地北東側及び北西側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

南嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏名     | 住所             |
|--------|----------------|
| 篠崎 繁幸  | 嘉麻市千手3314番地1   |
| 大場 好親  | 嘉麻市小野谷650番地    |
| 豊田 武   | 嘉麻市嘉穂才田1663番地2 |
| 柿坂 廣人  | 嘉麻市桑野3978番地    |
| 松尾 輝光  | 桂川町大字内山田818番地  |
| 大塚 壽丸  | 嘉麻市泉河内729番地    |
| 吉貝 武利  | 嘉麻市泉河内1554番地   |
| 佐藤 邦英  | 嘉麻市千手3665番地    |
| 石井 久之  | 嘉麻市小野谷1299番地   |
| 上野 善太郎 | 嘉麻市桑野3956番地    |

2 退任監事

| 氏名    | 住所            |
|-------|---------------|
| 石井 薫  | 嘉麻市小野谷1307番地  |
| 木附 淳一 | 嘉麻市泉河内301番地   |
| 有吉 輝  | 嘉麻市嘉穂才田2138番地 |

3 就任理事

| 氏名    | 住所             |
|-------|----------------|
| 篠崎 繁幸 | 嘉麻市千手3314番地1   |
| 大場 好親 | 嘉麻市小野谷650番地    |
| 豊田 武  | 嘉麻市嘉穂才田1663番地2 |
| 松尾 輝光 | 桂川町大字内山田818番地  |
| 大塚 壽丸 | 嘉麻市泉河内729番地    |
| 吉貝 武利 | 嘉麻市泉河内1554番地   |
| 佐藤 邦英 | 嘉麻市千手3665番地    |
| 小路 勝幸 | 嘉麻市小野谷794番地    |
| 上野 繁雄 | 嘉麻市桑野3699番地1   |
| 柿坂 正博 | 嘉麻市桑野3985番地1   |

4 就任監事

| 氏名    | 住所            |
|-------|---------------|
| 石井 薫  | 嘉麻市小野谷1307番地  |
| 有吉 輝  | 嘉麻市嘉穂才田2138番地 |
| 木附 淳一 | 嘉麻市泉河内301番地   |

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同法第3項の規定により公告する。

平成28年5月10日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名    | 認可年月日      |
|-----------|------------|
| 三潞南部土地改良区 | 平成28年4月25日 |

**公安委員会****福岡県公安委員会告示第135号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成28年5月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成28年5月10日

福岡県公安委員会

| 氏名    | 連絡先                        | 活動区域       |
|-------|----------------------------|------------|
| 三輪 哲夫 | 092-939-0110<br>粕屋警察署（少年係） | 粕屋警察署の管轄区域 |